

医療情報化推進方針案について（概要）

厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室

1. 制定の趣旨

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「法」という。）第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用^{（注）}の推進並びにその基盤の整備及び運営（以下「医療情報化推進」という。）に関する方針を定める。

2. 告示案の概要

- 本方針の対象期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年半とする。
なお、主な事項は以下のとおりである。
 - 第 1 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項
 - 第 2 医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項
 - 第 3 医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 23 年法律第 129 号）第 29 条第 1 項に規定する中期計画の基本となるべき事項
 - 第 4 医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項
 - 第 5 その他医療情報化推進に関し必要な事項

3. 根拠条項

- 法第 11 条の 2 第 1 項

4. 適用期日等

- 告 示 日：令和 8 年 9 月下旬（予定）
- 適用期日：医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 10 月 1 日）